

令和8年度就学援助制度について

川西市では、義務教育年齢のお子さんがある世帯で、経済的な理由により、教育に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、その費用の一部を援助します。下記の所得基準額を参考に、該当する方は申請してください。

(以下の条件に該当しない場合は援助対象外です。)

1 就学援助を受けることができる方

①世帯の中で所得のある方全員の令和7年分《令和7年1月～令和7年12月》の総所得金額の合計が次の所得基準額以下の方（同一住所居住者は原則世帯人数に含め、所得は合算します。（純損失、特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び雑損失の繰越控除をしないで計算した金額）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	1人増すごとの 上乗せ金額
世帯収入額	325万円以下	351万円以下	422万円以下	478万円以下	531万円以下	616万円以下	※参考金額
所得基準額	2,194,000円	2,376,000円	2,936,000円	3,391,000円	3,813,000円	4,495,000円	680,000円

所得確認書類（書類により『年分』と『年度』で表記が異なりますのでご注意ください）

- ア 「令和7年分の確定申告書控」…所得金額の合計欄
- イ 「令和8年度 市・県民税所得・課税証明書」…合計所得金額欄
- ウ 「令和8年度 市・県民税特別徴収税額の通知書」…総所得金額欄

②上記の金額を超えていても、世帯の前年所得合計金額が、認定基準額の倍額以下でありかつ、世帯の本年所得合計金額見込額が前年所得合計額の半額以下である方は、教育総務課までご相談ください。

③フリースクール等民間施設に在籍している場合は本制度の対象外です。

2 申請手続き

① 当初申請期限

令和8年5月25日（月）17時必着

（注）当初申請期限以降に受付した申請は、受付月の翌月からの援助対象となります。

② 添付書類

1. 振込先が確認できる通帳のコピー（申請者は必ず添付してください）
2. 令和8年1月1日現在他市町村に住民登録をされていた方は上記ア～ウのいずれかの書類をご提出ください。（川西市に住民登録があった方は不要です）
※所得証明書類につきましては、世帯全員分を令和8年6月12日（金）までに教育総務課へ提出してください。（郵送可）ただし、16歳以上で収入がなく、かつ添付書類において扶養であったことが確認できる方は省略できます。）

③ 申請方法

オンライン申請

右のQRコードから申請してください。

紙申請を希望される場合は市ホームページから申請書様式をダウンロード又は川西市役所3階教育総務課に設置している申請書にご記入の上、申請してください。（郵送可）

オンライン申請
(当初のみ)



3 審査結果通知と援助開始月

7月下旬頃に審査結果を発送します。認定された場合は4月分から援助します。
当初申請期限を過ぎて申請された場合は、随時申請となり受付日の翌月から援助対象となります。
※ただし、転入や世帯構成の変更があった場合は当初申請期日までに申請があった場合でも異動日の翌月分からの援助対象となります。

4 支給方法・支給時期

① 支給方法

支給金額（定額）を申請書に記載された口座に振り込みます。
なお、支給金額については、認定通知書の裏面に記載します。

② 支給時期

4ヶ月分を年3回に分けて振り込み予定です。
(1回目：8月末、2回目：12月末、3回目：4月末)

特別支援学校就学者は、就学援助費年間支給額から県から支給された特別支援教育就学奨励費年間支給額を引き、差額分を4月末に支給します。

※就学援助費年間支給額>特別支援教育就学奨励費年間支給額の場合のみ

5 生活保護受給世帯について

生活保護受給中の方は、修学旅行費のみ支給対象です。**小学6年生または中学3年生のお子さまがいる世帯**は、申請書に記入の上、提出願います。

オンライン申請では受付出来ませんのでご注意ください。

6 注意事項

他市への転出、婚姻等の世帯構成変更等により受給資格に該当しなくなった場合は、異動月までが支給対象となります。申請内容から変更があった場合は必ずご連絡ください。

7 その他

- ・申請後、以下の場合は届出が必要です。
 - 住所を変更したとき
 - 世帯構成に変更があったとき
 - 振込口座に変更があったとき
 - 保護者が変更になったとき
 - 生活保護の受給を開始したとき
 - 氏名変更したとき 他、何か変更等が発生したとき

8 お問い合わせ・申請先

〒666-8501 川西市中央町12番1号
川西市教育委員会事務局 教育総務課 電話：072-740-1256